サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額について

令和7年3月31日までに、下記の全ての要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅を新築した場合、 固定資産税が減額されます。

要件

下記の1~6のすべてに該当する必要があります。

- 1. 貸家であること
- 2. サービス付き高齢者向け住宅として登録されていること
- 3. 1 戸あたりの住宅部分の床面積が 30 平方メートル以上 160 平方メートル以下の住宅であること
- 4. 主要構造部が(準)耐火構造であること又は総務省令で定める建築物であること
- 5. 国または地方公共団体から建設費の補助を受けていること
- 6. サービス付き高齢者向け住宅の戸数が10戸以上であること

減額期間

新たに固定資産税が課税されることとなった年度から5年度分に限り、固定資産税額の3分の2を減額します。

適用範囲

独立的に区画された 1 戸当たりの床面積 120 平方メートルまでを減額します。(120 ㎡を超える部分については、対象外となります。)

申告の際に必要な提出書類

新たに固定資産税が課税されることとなる年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに以下の書類を添えて申告してください。

- 1. サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税減額申告書
- 2. サービス付き高齢者向け住宅として登録を受けた旨を証明する書類の写し
- 3. 国の建設費補助を受けている旨を証明する書類の写し
- 4. 家屋に関する図面(平面図、立面図等)の写し
- 5. 建築確認申請書の第4面の写し

提出場所

〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地

成田市役所2階 資産税課

受付時間

午前8時30分から午後5時15分 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

お問い合わせ

成田市役所資産税課 家屋係

電話: 0476-20-1514 FAX: 0476-24-2858